

## 町民と議会との意見交換会を開催します

三春町議会では、広聴活動を通じて、住民の福祉向上や地域振興につなげるために、町民と議会との意見交換会を開催いたしますので、希望する団体を募集します。

### 1 開催期間

9月9日(水)～  
10月31日(土)

※右記期間以外でも開催可能です。

### 2 対象

5名以上の参加が見込まれる町内の団体・町民グループ(町内行政区・隣組、産業・経済団体、社会福祉団体、文化・スポーツ団体など)

### 3 テーマ

「三春町のこれからのあり方について」をメインテーマとし、次の5つのサブテーマから1つお選びください。

- ① 人口減少対策について
  - ② 高齢化対策について
  - ③ 地域活性化対策について
  - ④ 子育て支援について
  - ⑤ 公共施設の整備について
- また、申込団体の皆さんが、別途テーマを自由に決めることもできます。

### 4 申込期間及び申込方法

#### (1) 申込期間

9月30日(水)まで  
※開催希望日の3週間前を申込期限とします。

#### (2) 申込方法

「令和2年度町民と議会との意見交換会開催申込書」に、必要事項を記入のうえ、議事事務局に提出してください。FAX・メールでの申込みも可能です。  
※申込書は町ホームページからダウンロードするか、また、議事事務局に準備してありますので、ご連絡いただければ郵送またはFAXでお送りします。

#### ▼申込・問

議事事務局  
☎ 62-8124  
FAX 61-2310  
メールアドレス  
gikai@town.miharu.fukushima.jp

#### ▼水道検針にご協力下さい

水道料金を算出するための検針は、1・3・5・7・9・11月の年6回行っています。  
今回、9月の検針として、委託した検針員が訪問しますので、能率的に検針できるよう、

次の点についてご協力をお願いします。

- ◎メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- ◎犬は出入口やメーターボックスから離れてつないでおいってください。

#### ▼水道料金のお支払い

- ◎水道料金は、基本料金と水量料金からなっています。
- ◎基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じたいただく料金です。
- ◎納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

#### ▼便利な口座振替制度

- ◎金融機関で口座振替の申し込みをしていただきますと、ご指定の預金口座から自動的に水道料金を支払う制度です。
- ◎各取扱金融機関へ、金融機関届出印鑑と通帳を持参してお申し込みください。

#### 【取扱金融機関】

福島さくら農協・東邦銀行・大東銀行・福島銀行・郡山信用金庫・東北労働金庫各本店、郵便局

#### ▼問

三春町企業局  
水道・宅造グループ  
☎ 62-2500

## 収入保険について

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減少により価格低下などを含めた収入を補てんし、農業経営全体を守る新しい保険です。  
この機会にぜひご検討ください！

#### ▼問

福島県農業共済組合  
郡山田村支所 田村出張所  
☎ 82-0249



## 三春農業振興地域整備計画の総合見直しに伴い、農振除外等の申請受付を一定期間停止します

農地に住宅等の建設を予定されている方はお早めに申請ください。

町では、令和2年度から令和4年度にかけて農業振興地域整備計画の総合見直しを実施します。この計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が定めている総合的な農業振興の計画で、優良農地の確保を図る

ため、「農用地区域」などの農業上の用途区分を指定しています。  
現在「農用地区域」に指定されている農地に住宅や農業用施設を建てる場合には、用途の変更や農用地区域からの除外(農振除外)の申請が必要となります。

この申請の受付は年2回(9月、3月)行っていますが、今回の総合見直しに伴い、次のとおり、受付を一時休止します。農地に住宅等の建設を予定されている方は、お早めに申請願います。

### 1 変更申請受付期間

令和3年3月末日まで

### 2 変更申請休止期間

令和3年4月から計画見直し完了まで  
(令和4年8月見込み)

#### ▼問

産業課 農林グループ  
☎ 62-2112

